

山梨県環境保全審議会廃棄物部会 次第

日時：平成22年2月8日（月）

午前10時～

場所：県庁 北別館506会議室

- 1 開 会
- 2 開会あいさつ
- 3 廃棄物部会委員の紹介
- 4 廃棄物部会長あいさつ
- 5 議 事

議題：廃棄物最終処分場について

- (1) 環境整備センターの収支改善策
- (2) 公共関与による廃棄物最終処分場の整備方針
- (3) その他

- 6 閉 会

最終処分場整備の必要性	処分場整備の主な経緯・概要	事業団の概要・概算収支計画・課題	経営審査委員会の報告																																
<p>1 全国的な課題</p> <p>○全ての廃棄物の再生利用等は困難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現実的には経済的、技術的な理由から資源化が困難な廃棄物や中間処理の過程で残さが発生 <p>○全国的にも最終処分場がひっ迫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残余年数 ※資料① 全国：7.5年 首都圏：4.4年 <p>○他県からの搬入規制が強化傾向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前協議や届出制 35道県 ・搬入禁止等の規制 15道県 <p>○民間処分場整備が進んでいない状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期の安全確保、高度な技術を備えた施設整備に多額の資金が必要 ・民間事業者に対する根強い住民の不安や不信感 <p>2 国の考え方</p> <p>○廃棄物処理センター制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共の信用力を活用し安全性、信頼性の確保を図りつつ、民間の資本、人材等を活用して整備を推進 <p>○環境・循環型社会・生物多様性白書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者による整備を基本としつつ、必要と認められる容量を公共関与による整備での確保も必要 <p>3 本県の産業廃棄物処分場</p> <p>○全国的にも極めて特異な状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国 2,300箇所 ※資料② ・県内 2箇所 <p>〔残余容量が極めて少ない安定型処分場と自社処分場〕</p> <p>○廃棄物の最終処分をほとんど県外に依存</p> <p>4 処分場整備の考え方</p> <p>○県民の生活環境の保全と県内産業の持続的な発展のため必要不可欠</p> <p>○適正に自県内処理できる処分場の確保は重要</p> <p>○住民の理解を得ながら安全で安心な処分場整備と管理運営に取り組む</p>	<p>1 環境整備センター（北杜市明野町）</p> <p>(1) 主な経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成5年2月 峡北地区最終処分場整備検討委員会設置 ・平成5年9月 「公共関与による廃棄物最終処分場の整備方針」策定 ※資料③ ・平成6年5月～9月 明野村地元8地区の条件付き賛成 ・平成6年9月 建設地決定 ・平成6年11月 (財)山梨県環境整備事業団設立 ・平成15年1月 廃棄物処理施設設置等許可 ・平成17年11月 建設地の再決定 ※資料④ ・平成17年12月 県、事業団、北杜市で基本協定締結 ・平成18年6月 県、事業団、北杜市で公害防止協定締結 ・平成18年9月 廃棄物処理施設設置変更許可 ※資料⑤ ・平成18年10月 建設工事着手 ・平成21年5月 開所式、廃棄物の受入開始 ・平成21年11月 経営審査委員会の報告 <p>(2) 処分場の概要</p> <p>埋立容量：約28万m³ 埋立期間：5.5年間 受入品目：産廃12品目 一廃1品目</p> <p>○最新の技術で処理し安全対策に万全を期した施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の基準を上回る多重遮水構造 ・放流水は国の基準の10倍厳しい水質 ・水質、大気等の法令基準を超えた地点数、回数で環境モニタリング調査を実施 <p>○住民への説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区別説明会の開催、全戸へのチラシ配布 ・環境モニタリング結果や維持管理状況をホームページで公表 ・住民代表者、北杜市、専門家などで安全管理委員会を設置し、安全対策の検討や検証 <p>2 次期処分場（笛吹市境川町）</p> <p>(1) 主な経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年2月 廃棄物最終処分場への公募制を導入 ・平成19年3月 境川町上寺尾区から応募書が県へ提出 ・平成19年5月～11月 峡東地区最終処分場整備検討委員会の開催、建設候補地の決定 ・平成19年12月 建設地決定 ・平成20年4月 環境影響評価調査実施 <p>(2) 処分場の概要（H19年8月 概況調査時点）</p> <p>埋立容量：約60万m³以上 埋立期間：15年以上 受入品目：産廃14品目 一廃3品目</p>	<p>1 (財)山梨県環境整備事業団の設立</p> <p>(1) 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分場等の施設の設置、運営 ・県民の生活環境の保全と産業の健全な発展に寄与 <p>(2) 事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物最終処分場の建設 ・産業廃棄物の処理等 <p>(3) 出捐の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県：1,000万円 市町村：500万円 産業界：1,500万円 <p>(4) 県からの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の派遣、補助金、貸付金、損失補償 <p>2 現行の概算収支計画</p> <p>平成20年5月、事業団が公表した平成6～36年度までの30年間の収支見込</p> <p>(1) 受入料金 ※資料⑥</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近県の公共関与の管理型処分場の平均単価等を参考に設定 <p>(2) 受入廃棄物量 ※資料⑦</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H15～H18の産業廃棄物実態調査による委託最終処分量を基に試算 <p>(3) 収支額 ※資料⑧</p> <table border="1" data-bbox="1617 1165 2122 1291"> <tr> <td>○ 収入</td> <td>7,363百万円</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>7,345百万円</td> </tr> <tr> <td>収支差額</td> <td>18百万円</td> </tr> </table> <p>3 廃棄物の搬入実績</p> <table border="1" data-bbox="1617 1365 2122 1764"> <thead> <tr> <th>搬入量 (t・m³)</th> <th>営業日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・5月</td><td>37.41 7日</td></tr> <tr><td>・6月</td><td>164.50 22日</td></tr> <tr><td>・7月</td><td>203.86 22日</td></tr> <tr><td>・8月</td><td>130.77 21日</td></tr> <tr><td>・9月</td><td>164.18 19日</td></tr> <tr><td>・10月</td><td>276.53 21日</td></tr> <tr><td>・11月</td><td>334.49 19日</td></tr> <tr><td>・12月</td><td>411.32 19日</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,723.06 150日</td></tr> </tbody> </table> <p>※概算収支計画上の1日当たり平均 170.2 搬入実績の1日当たり平均 11.48 計画に対する実績の割合 6.7%</p>	○ 収入	7,363百万円	支出	7,345百万円	収支差額	18百万円	搬入量 (t・m ³)	営業日	・5月	37.41 7日	・6月	164.50 22日	・7月	203.86 22日	・8月	130.77 21日	・9月	164.18 19日	・10月	276.53 21日	・11月	334.49 19日	・12月	411.32 19日	合計	1,723.06 150日	<p>1 審査状況</p> <p>平成21年6月に事業団に弁護士、公認会計士、学識経験者など4名からなる委員会が設置され、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の受入状況 ・事業団による営業活動及び情報収集の状況 ・経済情勢の動向 <p>を十分に踏まえる中で、客観的かつ公正な審査が実施。</p> <p>2 収支計画の見直し ※資料⑨</p> <p>○ 収支差額を左右する最大の要素は「料金収入」であり、その影響因子となる営業活動に基づく契約状況や景気の変動を踏まえ、推計・試算</p> <table border="1" data-bbox="2270 850 2715 976"> <tr> <td>○ 収入</td> <td>4,285百万円</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>7,742百万円</td> </tr> <tr> <td>収支差額</td> <td>▲3,457百万円</td> </tr> </table> <p>3 赤字となる要因の分析</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 処理業界では、既に一定の処分ルートが確保 (2) 経済情勢の急激な悪化による廃棄物量の減少 (3) 埋立期間が経営的な視点からは相当無理な期間設定 (4) 一般廃棄物の焼却灰を受入れない政策判断 (5) 民間処分場との価格競争 (6) 安全性を最優先した施設整備 (7) 小規模であるため建設費が割高 <p>4 収支の改善に向けた方策（提言）</p> <p>処分場の適正な運営により安全性を立証し地元や県民の理解を得た上で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「埋立期間の延長」 <ul style="list-style-type: none"> ・処分場の延命化が通常の経営形態 ・決定時とは経済情勢も大きく変化 ○「一般廃棄物の焼却灰等の搬入」 <ul style="list-style-type: none"> ・判断時点とは処理技術が進展し安全性が確実に向上 	○ 収入	4,285百万円	支出	7,742百万円	収支差額	▲3,457百万円
○ 収入	7,363百万円																																		
支出	7,345百万円																																		
収支差額	18百万円																																		
搬入量 (t・m ³)	営業日																																		
・5月	37.41 7日																																		
・6月	164.50 22日																																		
・7月	203.86 22日																																		
・8月	130.77 21日																																		
・9月	164.18 19日																																		
・10月	276.53 21日																																		
・11月	334.49 19日																																		
・12月	411.32 19日																																		
合計	1,723.06 150日																																		
○ 収入	4,285百万円																																		
支出	7,742百万円																																		
収支差額	▲3,457百万円																																		

いケースが見られます。こうした状況から、広域的に最終処分場を確保する取組が既に始まっていますが、今後は、単に用地の確保が難しいから他の地域に確保するといった発想ではなく、管理すべき施設の数を減らし、確実かつ高度な環境保全対策を実施した上で、廃棄物のリデュースや適正な循環的利用を徹底した後の最後の受け皿として、広域的に最終処分場の整備を進めていく必要があります。

こうした循環型社会の形成のために必要なごみ処理施設の整備は、市町村において廃棄物の3Rに関する明確な目標を設定した上で、その実施に向けた総合的な施策を内容とする計画を策定して進めていく必要があります。

イ 産業廃棄物

平成18年度末の産業廃棄物の最終処分場の残余容量は16,286万m³で前年より2,339万m³減少しました。また、残余年数は全国平均で7.5年分であり、徐々に改善は図られているものの、首都圏の残余年数は4.4年分であり、特に大都市圏において残余容量が少なくなっています(図3-2-44)。

産業廃棄物の最終処分場は、民間事業者による整備を基本としつつ、これらの整備状況を踏まえ、必要と認められる容量を公共関与による施設整備で確保することも進めていく必要があります。

(2) ごみ焼却施設における熱回収の取組

ア ごみの焼却余熱利用

ごみ焼却施設からの余熱を温水や蒸気、発電などで有効利用している施設の割合は、全国で約7割です(図3-2-45)。具体的な利用方法としては、後述するごみ発電をはじめ、施設内の暖房・給湯での利用や、施設外での利用として温水プール、老人福祉施設等社会福祉施設への温水・熱供給、地域暖房への供給等があります。

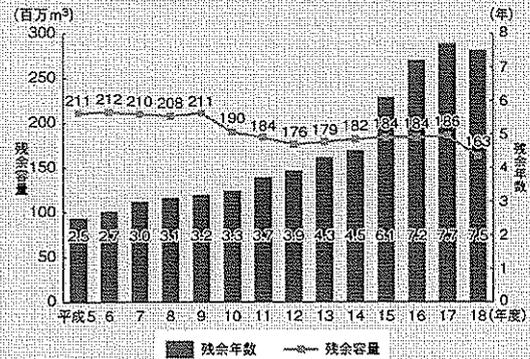
余熱利用の動機、目的を見ると、清掃工場で使用する資源エネルギーの節約、地域還元が大きな割合を占めています。

このような施設内での余熱利用の推進に加えて、施設外部への熱供給等を更に推進する体制づくりを進めていく必要があります。そのためには、廃棄物の量・質の変動への対処などの技術上の問題、ガスや石油による熱供給とのコスト比較、電気事業法等関係法令との調整などについて十分な検討が必要となります。

イ ごみ発電

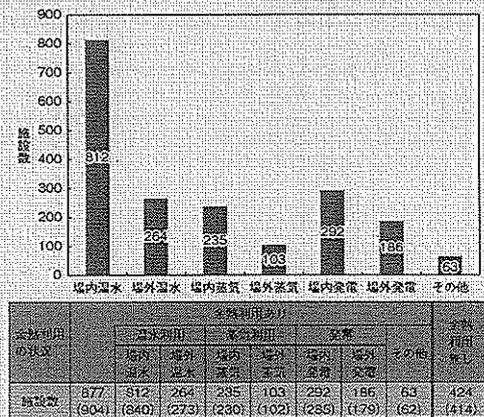
ごみ発電とは、ごみを焼却する時に発生する高温の排出ガスの持つ熱エネルギーをボイラーで回収し、蒸

図3-2-44 最終処分場の残余容量及び残余年数の推移(産業廃棄物)



資料：環境省

図3-2-45 ごみ焼却施設における余熱利用の状況(平成18年度)



()内は平成17年度データ

注1：(民間)以外は市町村・事務組合が設置した施設で、当該年度に着工した施設及び休止施設を含み、廃止施設を除く。

資料：環境省

気を発生させてタービンを回して発電を行うもので、ごみ焼却施設の余熱利用の有効な方法の一つです。

平成18年度末において、稼働中又は建設中のごみ焼却施設のうち、発電を行っている又は行う予定の施設は293に上ります(表3-2-3)。また、大規模な施設ほどごみ発電を行っている割合が高いため、ごみ発電を行っている割合は施設数ベースでは22.5%ですが、ごみ処理能力ベースでは約56.0%となっています。その総発電量は、約72億kWhであり、1世帯当たりの年間電力消費量を3,600kWhとして計算すると、この発電は約200万世帯の消費電力に匹敵します。また、ごみ発電を行った電力を場外でも利用している施設数は186施設となっています。

ごみ発電による発電効率は約11%ですが、数%か

c) 都道府県別の産業廃棄物処理施設の設置状況 (平成18年4月1日現在)

都道府県	中間処理施設	最終処分場	
		うち焼却施設	
北海道	1,300	155	398
青森県	338	70	28
岩手県	339	58	48
宮城県	357	51	21
秋田県	278	43	22
山形県	306	67	26
福島県	429	119	73
茨城県	448	161	44
栃木県	272	49	20
群馬県	364	86	40
埼玉県	461	145	9
千葉県	491	126	49
東京都	345	48	5
神奈川県	732	157	23
新潟県	685	127	53
富山県	444	37	31
石川県	206	34	26
福井県	163	58	17
山梨県	126	24	2
長野県	582	86	34
岐阜県	456	86	19
静岡県	1,051	261	196
愛知県	1,079	215	140
三重県	584	99	35
滋賀県	269	62	46
京都府	160	26	16
大阪府	417	116	17
兵庫県	647	189	61
奈良県	76	16	18
和歌山県	163	19	11
鳥取県	156	14	18
島根県	211	32	26
岡山県	405	95	46
広島県	530	164	111
山口県	535	136	87
徳島県	136	34	14
香川県	207	40	53
愛媛県	513	91	57
高知県	155	25	18
福岡県	775	169	79
佐賀県	217	41	45
長崎県	270	28	34
熊本県	353	53	37
大分県	312	60	41
宮崎県	296	54	72
鹿児島県	413	43	42
沖縄県	112	33	27
全国計	19,164	3,902	2,335

公共関与による廃棄物最終処分場の整備方針

(平成5年9月13日 庁議決定)

県は、山梨県産業廃棄物処理計画（平成3年6月13日策定）に基づく、公共関与による廃棄物最終処分場の確保に関し、「廃棄物処理施設対策委員会」からの「報告」（平成5年3月23日）を踏まえ、次の方針により整備を推進することとする。

第Ⅰ 施設整備にあたっての基本的な考え方

- 1 公共関与による廃棄物最終処分場の整備の必要性
産業廃棄物の処理は、排出事業者が自ら処理することが原則であり、それができない場合には処理業者に委託することができる。しかしながら、自県内処理の傾向が強まっている中、最終処分に必要な容量を満たす施設を県内に確保することは、民間事業者のみでは極めて困難な状況にある。一方、最終処分場の建設にあたっては、安全性の確保をはじめ周辺環境整備や跡地の公共的な活用などの課題がある。このため、県は、民間による処理事業が円滑に実施されるよう指導、支援していくとともに、民間処理を補完する観点から、市町村と協力して廃棄物最終処分場の整備を推進することとする。
- 2 公共関与による最終処分場の建設及び運営の在り方
 - (1) 整備方針
県内を「峡中」、「峡東」、「峡南」、「峡北」及び「富士北麓・東部」の5地域に区分し、産業廃棄物等の地域内処理を基本として、民間事業者の育成とその整備計画との調整を図りながら、必要な地域に最終処分場の整備を行うものとする。
 - (2) 用地の選定
最終処分場の用地の選定は、県及び市町村が協力して行うものとする。
 - (3) 建設及び運営の方式
最終処分場の整備については、公共の関与による安全性の確保と同時に民間の資本、人材、技術を活用できるよう、第3セクター方式により行うものとする。なお、施設の建設及び運営にあたっては、「排出事業者処理責任の原則」と「独立採算性の原則」を基本とする。
- 3 周辺環境整備等の計画
最終処分場の整備にあたっては、周辺地域住民の生活環境の向上を図るとともに、受け入れ市町村の地域振興に資する公共施設の整備について、あらかじめ周辺環境整備等の計画を定めるものとする。なお、「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」に基づき、特定周辺整備地区を指定したときは、公共施設の整備基金を設け、排出事業者等に拠出を求めることとする。
- 4 跡地の利用計画
最終処分場の埋め立てが完了した後の跡地の利用については、土地の所有形態等を踏まえ、各地域の市町村長で構成する最終処分場整備検討委員会（以下「検討委員会」という。）での協議を経て、あらかじめ利用計画を定めておくものとする。

第Ⅱ 具体的な推進方策

- 1 事業主体
 - (1) 事業主体の設立
公共関与による廃棄物処理事業の円滑な実施を図るため、最終処分場の整備及び事業運営の主体として、県、市町村及び民間事業者の出捐による財団法人を設立する。

(2) 基本財産の額及び負担割合

基本財産の額は、財団法人が健全な運営を行うために必要な経費（処理事業に要する経費を除く。）をその果実によって確保できる額とする。

また、その負担割合は、「廃棄物処理センター」の制度や「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」の制度の趣旨に鑑み、県及び市町村50%、民間事業者50%とする。

(3) 独立採算性の確保

処理施設の建設及び処理事業に要する経費は、排出事業者処理責任の原則を踏まえ、廃棄物の処理料金等で賄い、独立採算性を確保する。

(4) 普及、啓発活動

事業主体は、安全性の確保と施設の効率的な運営を図るため、排出事業者等に対し、廃棄物の減量化、減溶化等について積極的な取り組みを行うよう、普及、啓発活動を行うものとする。

2 処理の対象とする廃棄物及び排出事業者等

(1) 処理対象廃棄物

処理対象廃棄物は、管理型の産業廃棄物、安定型の産業廃棄物及び市町村等から委託される一般廃棄物の焼却灰とする。

(2) 処理対象排出事業者等

対象とする排出事業者等は排出事業者及び市町村等とし、排出事業者の業種や事業規模は問わないものとする。

3 最終処分場の形態等

(1) 最終処分場の形態

管理型の産業廃棄物と安定型の産業廃棄物及び一般廃棄物の焼却灰のすべてを受け入れることが可能な管理型を中心に整備していくものとする。

なお、各地域の実情に応じて、安定型の最終処分場若しくは中間処理施設の併設も検討する。

(2) 埋立処分の方法

最終処分場の規模は、地域内の産業廃棄物等の排出量と建設地の地形や地質、取得可能な用地の面積によって決まってくるが、処理事業の経営収支も併せて考える必要がある。一般的には10年程度にわたって埋立ができる施設が望ましい。また、埋め立て終了後の跡地の活用について、地域振興上必要がある場合には、埋立地を区分し、段階的に跡地の活用が図れるよう配慮するものとする。

4 周辺環境整備事業の計画推進

周辺環境整備及び地域振興に係る計画は、各地域の検討委員会において策定するものとする。

この計画については、庁内の関係部局で構成する「最終処分場周辺環境整備検討推進委員会（仮称）」において総合的に調整したうえで、県計画として決定し、その推進を図る。

5 安全確保のための委員会の設置

最終処分場の施設設計、建設及び埋め立て処分を通じて安全性を確保するため、県・市町村、事業主体の職員、専門家及び地域住民の代表者で構成する安全確保のための委員会を設置するものとする。

また、事業主体は、施設ごとに地域住民との間で環境保全に関する協定を締結するものとする。

明野廃棄物最終処分場に係る基本協定書

山梨県（以下「県」という。）、財団法人山梨県環境整備事業団（以下「事業団」という。）及び北杜市は、北杜市明野町浅尾地区に建設する廃棄物最終処分場（以下「処分場」という。）に係る安全対策及び地域振興事業について、次の内容により協定を締結する。

- 1 処分場の埋立廃棄物量については、現計画より概ね3割程度を減量し、規模の縮小を図る。
- 2 県、事業団及び北杜市は、早期に次に掲げる事項等を内容とする公害防止に関する協定を締結する。
 - (1) 処分場の管理体制など公害防止対策に関すること。
 - (2) 住民等による立入検査に関すること。
- 3 県、事業団及び北杜市は、住民の代表を含めた安全管理委員会を早期に設置する。
- 4 県及び事業団は、処分場を原因とする公害又は災害が発生したときは、生活環境の保全又は地域住民の安全を図るために万全の措置を講ずる。
- 5 県及び事業団は、自然災害により処分場が被害を受け、周辺に影響を及ぼすおそれが発生したときは、最優先にその対策を講ずる。
- 6 県及び事業団は、地域振興事業について、これまでの地元協議に基づき事業を基本として、北杜市と十分協議する中で、着実に推進する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、県、事業団及び北杜市がそれぞれ署名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成17年12月21日

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県知事

山本 涼 彦 

山梨県甲府市丸の内一丁目9番11号

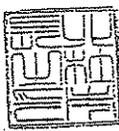
財団法人山梨県環境整備事業団

理事長

風間 善 樹 

山梨県北杜市須玉町大豆生田961番地1

北杜市長

白倉 政 司 

明野廃棄物最終処分場に係る公害防止協定書

山梨県（以下「甲」という。）、財団法人山梨県環境整備事業団（以下「乙」という。）及び北杜市（以下「丙」という。）は、乙が北杜市明野町浅尾字浅尾原5260番地外に設置する明野廃棄物最終処分場（以下「処分場」という。）に関して、次のとおり公害防止協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、処分場の建設及び運営に関して、公害の発生を未然に防止し、地域住民の生活環境の保全を図ることを目的とする。

（基本的事項）

第2条 乙は、処分場の建設及び運営に関して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条の6に定める生活環境の保全を目的とする法令、山梨県生活環境の保全に関する条例（昭和50年山梨県条例第12号）及び本協定に定める事項を遵守するものとする。

（受入廃棄物）

第3条 乙が受け入れる廃棄物は、山梨県内において排出される廃棄物であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項に規定する一般廃棄物及び同条第4項に規定する産業廃棄物のうち、別表1に掲げる種類のものとし、その受入基準については別に定める。

（廃棄物の埋立期間）

第4条 乙が、廃棄物の埋立処分を行うことができる期間は、埋立を開始したときから5.5年以内とする。

（処分場の管理体制等）

第5条 乙は、地域住民の生活環境の保全を図るため、処分場の建設及び運営に係る管理体制を確立するとともに、必要な設備及び機器を整備するものとする。

2 乙は、浸出水処理施設から排出する放流水について、別表2に定める浸出水処理施設放流水の水質基準に適合するよう処理するものとする。

（生活環境保全のための措置）

第6条 丙は、処分場を原因とする生活環境の保全上の支障が発生するおそれがあると認められるときは、乙に対し、その支障発生の防止のために必要な措置を求めることができるものとする。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、直ちに丙と協議のうえ、必要な措置を講ずるものとする。

(事故が生じた場合の措置)

第7条 乙は、処分場の施設に故障、破損その他の事故が発生したことにより、生活環境の保全上の支障が生じたとき又はそのおそれがあるときは、甲及び丙と協議し、地域住民の生活環境の保全を図るために操業停止その他必要な措置を講ずるとともに、その状況を甲及び丙に報告するものとする。

2 処分場の施設に事故が生じたことにより、丙が設置する水道水源が汚染されるおそれが判明したときは、乙は速やかに、これに代わる水源を確保するものとする。

(立入調査等)

第8条 丙は、地域住民の生活環境の保全を図るため、乙に対し必要な報告をさせることができる。

2 乙は、丙が地域住民の生活環境の保全を図るため必要と認める場合、丙の職員及び丙の指定する地域住民等の処分場への立入調査を受け入れるものとする。

(安全管理委員会の設置)

第9条 乙は、処分場の建設及び運営について、地域住民や専門家の意見を聴くことにより、安全面に万全を期するため、甲、乙、丙（地域住民の代表を含む。）及び専門家からなる安全管理委員会を設置するものとする。

(苦情処理)

第10条 乙は、処分場に関して、地域住民から苦情を受けたときは、誠意をもってこれに対応するものとする。

(情報公開)

第11条 乙は、処分場が廃止されるまでの間、各種測定結果及び受入廃棄物の状況の記録を住民に公表するものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、処分場を原因とする生活環境の保全上の支障が生じ、地域住民に損害を与えた場合は、甲の指導、助言、その他必要な支援を得て、誠意をもってその損害を賠償するものとする。

(協定違反時の措置)

第13条 丙は、乙がこの協定に違反したときは、乙から事情を聴取した上で、改善措置が講ぜられ又は違反状態が解消されるまでの間の操業停止を指示することができるものとする。

(細目規定)

第14条 乙は、この協定に定める事項の実施に関し必要な細目的事項について、第9条に規定する安全管理委員会の意見を聴いた上で、別に定めるものとする。

2 前項の規定は、細目的事項の変更について準用する。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたとき若しくは協定を改定する必要があるときは、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

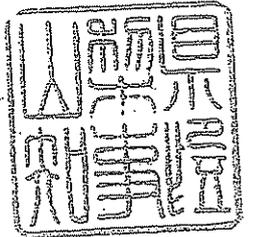
この協定の締結を証するため、この協定書を3通作成し、甲、乙及び丙が署名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成18年6月8日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県知事

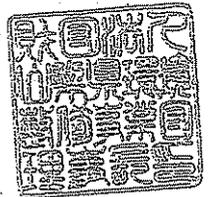
山本 宗彦



乙 山梨県甲府市丸の内一丁目9番11号
財団法人山梨県環境整備事業団

理事長

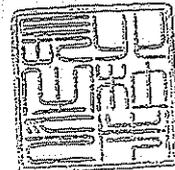
風間 善樹



丙 山梨県北杜市須玉町大豆生田961番地1

北杜市長

白倉 政司



別表1 (第3条関係)

受入廃棄物の種類

産業廃棄物	1	廃プラスチック類
	2	ゴムくず
	3	金属くず
	4	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
	5	工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
	6	燃え殻（熔融固化したものに限る。）
	7	汚泥（し尿処理汚泥を除く。）
	8	紙くず
	9	木くず
	10	繊維くず
	11	鉍さい
	12	動植物性残さ
一般廃棄物	1	一般廃棄物焼却灰等（熔融固化したものに限る。）

別表2 (第5条関係)

浸出水処理施設放流水の水質基準

項目	単位	国の基準	水質基準
1 カドミウム及びその化合物	mg/l	0.1以下	検出されないこと
2 シアン化合物	mg/l	1以下	検出されないこと
3 有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	mg/l	1以下	検出されないこと
4 鉛及びその化合物	mg/l	0.1以下	0.01以下
5 六価クロム化合物	mg/l	0.5以下	0.05以下
6 ひ素及びその化合物	mg/l	0.1以下	0.01以下
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/l	0.005以下	0.0005以下
8 アルキル水銀化合物	—	検出されないこと	検出されないこと
9 ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/l	0.003以下	検出されないこと
10 トリクロロエチレン	mg/l	0.3以下	0.03以下
11 テトラクロロエチレン	mg/l	0.1以下	0.01以下
12 ジクロロメタン	mg/l	0.2以下	0.02以下
13 四塩化炭素	mg/l	0.02以下	0.002以下
14 1・2-ジクロロエタン	mg/l	0.04以下	0.004以下
15 1・1-ジクロロエチレン	mg/l	0.2以下	0.02以下
16 シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/l	0.4以下	0.04以下
17 1・1・1-トリクロロエタン	mg/l	3以下	0.3以下
18 1・1・2-トリクロロエタン	mg/l	0.06以下	0.006以下
19 1・3-ジクロロプロペン	mg/l	0.02以下	0.002以下
20 チウラム	mg/l	0.06以下	0.006以下
21 シマジン	mg/l	0.03以下	0.003以下
22 チオベンカルブ	mg/l	0.2以下	0.02以下
23 ベンゼン	mg/l	0.1以下	0.01以下
24 セレン及びその化合物	mg/l	0.1以下	0.01以下
25 ふっ素及びその化合物	mg/l	8以下	1以下
26 ほう素及びその化合物	mg/l	10以下	1以下
27 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l	100以下	10以下
28 水素イオン濃度(pH)	—	5.8~8.6	6.5~8.5
29 生物学的酸素要求量(BOD)	mg/l	60以下	10以下(7.5)
30 浮遊物質濃度(SS)	mg/l	60以下	10以下
31 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	mg/l	5以下	0.5以下
32 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	mg/l	30以下	3以下
33 フェノール類含有量	mg/l	5以下	0.5以下
34 銅含有量	mg/l	3以下	0.3以下
35 亜鉛含有量	mg/l	5以下	0.5以下
36 溶解性鉄含有量	mg/l	10以下	1以下
37 溶解性マンガン含有量	mg/l	10以下	1以下
38 クロム含有量	mg/l	2以下	0.2以下
39 大腸菌群数	個/cm ³	3,000以下	300以下
40 ダイオキシン類	pg-TEQ/l	10以下	1以下(0.1)

備考 1 「検出されないこと」とは、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により放流水の水質を検査した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2 [] 内は、水質基準ではなく、乙が自主的に定める管理目標値

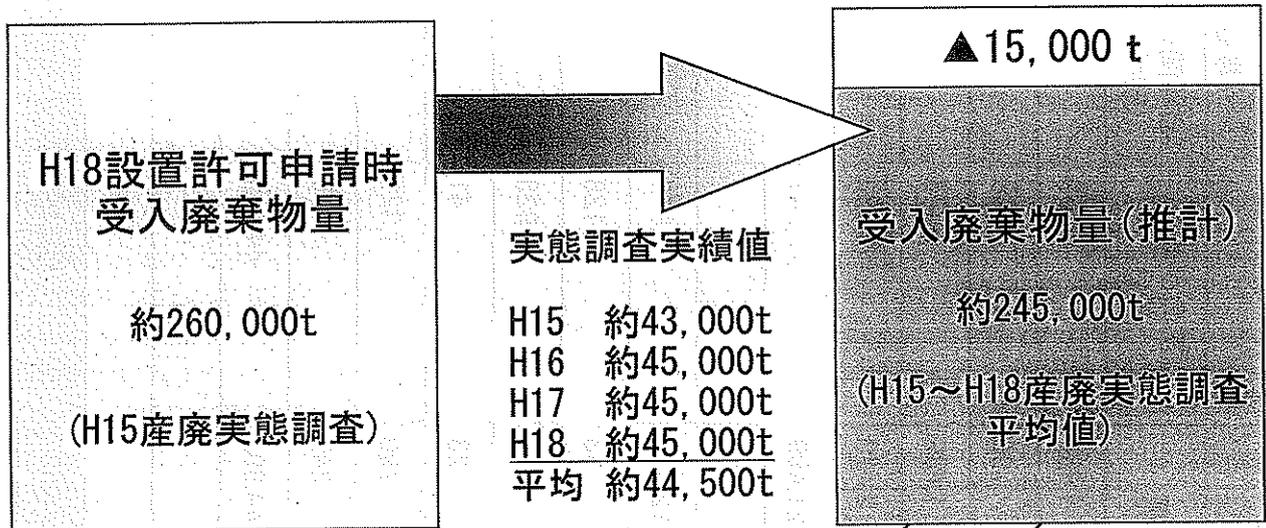
受 入 料 金 一 覧 表

(単位：円/t)

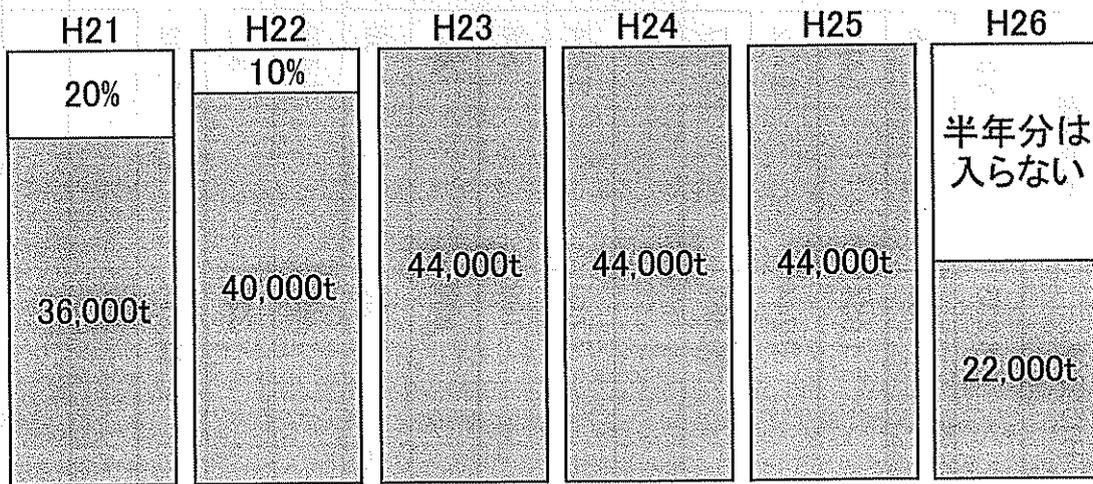
		岩手県	秋田県	宮城県	茨城県 ※1	埼玉県 ※2	神奈川県 ※3	新潟県 ※4	京都府	島根県	全国平均	近県平均 ※1~※4	山梨県 環境整備 センター
		いわて クリーンセンター	秋田県環境 保全センター	小鶴沢 処分場	エコロシティ かさま	環境整備 センター	環境整備 センター	エコパーク いずもざき	瑞穂環境 保全センター	グリーンパーク いずも			
安定型廃棄物	廃プラスチック類	45,000	29,000	14,000		17,000		26,000	43,000	19,000	28,000	22,000	22,000
	ゴ ム く ず			14,000		17,000		19,000		13,000	16,000	18,000	18,000
	金 属 く ず		7,000	12,000		17,000		17,000		5,000	12,000	17,000	17,000
	ガラス及び陶磁器												
	ガラス及び陶磁器	21,000	7,000	12,000	18,000	17,000	22,000	19,000	20,000	13,000	17,000	19,000	19,000
	石膏ボード		8,000		33,000			27,000	30,000	11,000	22,000	30,000	30,000
	が れ き 類												
	が れ き 類	21,000	7,000	12,000	18,000	17,000	22,000	19,000	15,000	5,000	15,000	19,000	19,000
	建設系混合廃棄物							25,000		17,000	21,000	25,000	25,000
	石綿含有物（非飛散性）		7,000	12,000	33,000			38,000	80,000		34,000	36,000	36,000
廃石綿等（飛散性）	53,000	7,000	21,000					150,000		58,000		40,000	
管理型廃棄物	溶 融 ス ラ グ				16,000						16,000	16,000	16,000
	汚 泥												
	無機性汚泥	18,000	8,000	16,000	21,000		26,000	21,000	18,000	10,000	17,000	23,000	23,000
	有機性汚泥	23,000	12,000	16,000				25,000		11,000	17,000	25,000	25,000
	紙 く ず		17,000	16,000						13,000	15,000		15,000
	木 く ず		20,000	14,000				21,000		9,000	16,000	21,000	21,000
	織 維 く ず		17,000	16,000				21,000		46,000	25,000	21,000	21,000
	鋳 さ い	15,000	8,000	10,000	17,000	18,000	26,000	15,000	18,000	6,000	15,000	19,000	19,000
動植物性残さ	26,000						25,000			26,000	25,000	25,000	
産業廃棄物													
溶 融 ス ラ グ				17,000						17,000	17,000	17,000	
一般廃棄物													
平均		28,000	12,000	14,000	22,000	17,000	24,000	23,000	47,000	14,000	22,000	22,000	22,000

※ 平成20年4月1日時点で営業を行っている全国の公共関与型最終処分場(管理型・山間地理立)の例
 ※ 近県平均(近県平均がないものについては全国平均)を参考に受入単価を設定
 ※ 廃石綿等(飛散性)については、近県の民間処分場(5箇所)の平均単価(円/m³)を参考に積算

山梨県環境整備センター 受入廃棄物量の考え方



受入料金設定時(H20.5.27理事会)



5.5年間で約230,000t

※ 開業時から全量を受け入れることは難しいことから、1年目は80%、2年目は90%を見込むこととする。

産業廃棄物実態調査(H15～H18)に基づく産業廃棄物量の推計

(単位:t)

	H15実績	H16実績	H17実績	H18実績	左の平均 (A)	5.5年間の推計値 (B)=(A)×5.5
廃プラスチック類	6,233	5,375	4,533	4,484	5,156	28,358
ゴムくず	86	79	87	90	86	473
金属くず	1,954	1,443	1,508	1,480	1,596	8,778
ガラス・陶磁器くず	3,244	3,112	2,501	2,473	2,833	15,582
がれき類	20,863	23,757	22,868	21,499	22,247	122,359
燃え殻(熔融スラグ)						
汚泥	7,710	8,254	10,930	12,513	9,852	54,186
紙くず	196	146	87	83	128	704
木くず	830	805	743	1,315	923	5,077
繊維くず	63	56	23	23	41	226
鉱さい	1,488	1,472	1,565	790	1,329	7,310
動・植物性残さ	327	303	242	242	279	1,535
産業廃棄物計	42,994	44,802	45,087	44,992	44,470	244,585
焼却灰等(熔融スラグ)						
一般廃棄物計						
合計	42,994	44,802	45,087	44,992	44,470	244,585

※山梨県産業廃棄物実態調査の最終処分量のうち委託処理量

山梨県環境整備センターの概算収支計画について

収 入					支 出					(単位：百万円)
項 目	金 額	消費税額	税込額	説 明	項 目	金 額	消費税額	税込額	説 明	
建設費補助金	1,368		1,368	施設整備に係る国・県補助金	建設費	3,042	151	3,193	H18～H20の建設費総額	
料金収入	4,678	234	4,912	約23万トンを予定	管理費	3,036	80	3,116	調査設計、施設の維持管理費等	
運営費補助金	1,067		1,067	県派遣職員人件費補助金等	財団運営費	445	1	446		
その他	16		16	預金利子、消費税還付金等	その他	590		590	借入金利子等	
合 計 (A)	7,129	234	7,363		合 計 (B)	7,113	232	7,345		
								収支差額(A)-(B)	18	

※H18～H20建設、H21～H26（5.5年間）埋立、H26～H36（10年間）埋立後管理

財団法人山梨県環境整備事業団経営審査委員会報告書

山梨県環境整備事業団 平成21年11月19日

山梨県環境整備事業団の経営審査委員会は、山梨県環境整備事業団の経営状況を調査し、その結果を報告する。本報告書は、山梨県環境整備事業団の経営状況を調査し、その結果を報告するものである。本報告書は、山梨県環境整備事業団の経営状況を調査し、その結果を報告するものである。

山梨県環境整備事業団の経営審査委員会は、山梨県環境整備事業団の経営状況を調査し、その結果を報告する。本報告書は、山梨県環境整備事業団の経営状況を調査し、その結果を報告するものである。本報告書は、山梨県環境整備事業団の経営状況を調査し、その結果を報告するものである。

山梨県環境整備事業団 平成21年11月19日

山梨県環境整備事業団 平成21年11月19日

財団法人山梨県環境整備事業団経営審査委員会

平成21年11月19日

はじめに

- 財団法人山梨県環境整備事業団経営審査委員会は、山梨県環境整備センターへの産業廃棄物の搬入実績等を踏まえた収支計画の見直し等について調査・検討するため、財団法人山梨県環境整備事業団理事長からの委嘱を受けて、本年6月23日に設置されたものである。
- これまで、6月23日の第1回から11月17日の第3回にわたり委員会を開催し、議論を重ねてきたところである。
- 調査・検討の過程において、現時点では遡及困難な過去の政策判断及び事業団設立からセンター完成までの間の社会経済情勢の変化などの諸条件が、センターの経営に少なからず影響を与えている現状を認識した。
- 当委員会では、こうした事情を考慮するとともに、センターの操業後の廃棄物の受入状況や事業団による営業活動及び情報収集の状況、更には、経済情勢の動向を十分に踏まえる中で、収支計画の見直し等に係る客観的かつ公正な審査を行ってきたところであり、今般、それらの内容を取りまとめて報告書として提出するものである。
- 本報告書に記述した意見・提言については、それぞれの分野で活躍されている委員の有する専門的知識や経験などをベースとした議論を反映したものであり、経営改善の観点から速やかに取り組むことが必要と考えられるものを示した。
したがって、本報告書の意見・提言を最大限尊重され、実現に向けた検討が行われることを期待するものである。

平成21年11月19日

財団法人山梨県環境整備事業団経営審査委員会
座長 早川正秋

1 センター建設の経緯

○産業廃棄物の最終処分のほとんどを県外に依存している本県において、自県内処理を推進するため、センターは、県民の生活環境の保全と健全な経済活動を支える社会基盤施設として、安全性の確保に係る県民からの強い要請や焼却灰等の処分に苦慮する市町村からの要望、更には、公共関与による産業廃棄物最終処分場の継続的・安定的な確保を図ってほしいという産業界の強い要請を背景に、平成18年10月に工事に着手し、本年3月にすべての工事が完成し、5月に操業を開始したところである。

○構想から15年余という長い年月と様々な紆余曲折を経て完成したという事実を改めて認識したところであるが、センター建設に係る主な経緯は、次のとおりである。

<p>平成5年9月 「公共関与による廃棄物最終処分場の整備方針」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内を5地区に区分 ・順次、管理型処分場を整備 ・建設地は、各地区の市町村等で構成する整備検討委員会で選定
<p>平成6年11月 財団法人山梨県環境整備事業団の設立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出捐割合：県2/6(1,000万円)、市町村1/6(500万円)、産業・経済界3/6(1,500万円)
<p>平成7年1月～平成8年3月 環境影響調査、基本設計の実施</p>
<p>平成11年10月 「県政ふれあい座談会」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明野村内2箇所において、知事と明野村民が最終処分場をテーマに意見交換(直接対話の実施) ・新たな安全対策を提示 <ol style="list-style-type: none"> (1)三重の遮水構造(ペントナイト混合土層を敷設し、自己修復性シートを追加) (2)高度水処理システム(ダイオキシン類を分解・除去する装置を設置) (3)焼却灰の無害化(焼却灰は無害化処理して埋め立てることを基本)
<p>平成12年5月～6月 地元財産区等と土地賃貸借契約等の締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分場用地として、朝神財産区、浅尾原共有地組合(現浅尾原財産区)、穂足財産区、朝神地区農協林管理会との土地賃貸借契約等を締結
<p>平成14年5月 埋立廃棄物の内容や処分場の規模についての見直しを公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の循環型社会の進展や廃棄物の処分量の減少などによるもの <ol style="list-style-type: none"> (1)全体面積 14.8ha → 13.1ha (2)埋立容量 52万m³ → 40.8万m³ (3)埋立廃棄物量 37.65万m³ → 30.4万m³ (4)焼却灰 受け入れ → 熔融スラグに限る
<p>平成15年1月 廃棄物処理施設設置等の許可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設設置許可 ・産業廃棄物処理施設設置許可

<p>・その他の許可(林地開発許可、農地転用許可、砂防法上の許可など)</p>
<p>平成17年12月 県、事業団、北杜市の3者間で基本協定の締結</p> <p>・協定内容</p> <p>【安全対策】</p> <p>(1)3割程度の規模縮小(埋立廃棄物量:30.4万^m³ → 20.7万^m³)</p> <p>(2)公害防止協定を早期に締結</p> <p>(3)住民代表を含めた安全対策委員会を早期に設置 など</p> <p>【地域振興事業】</p> <p>・県及び事業団は、これまでの地元協議に基づく事業を基本として、北杜市と十分協議する中で、着実に推進</p>
<p>平成18年1月 処分場の規模縮小に伴う設計変更を開始</p>
<p>平成18年4月～9月 浅尾原遺跡の埋蔵文化財発掘調査の開始</p> <p>・事業団が北杜市教育委員会に委託し、処分場建設地内の浅尾原遺跡の発掘調査を開始</p>
<p>平成18年6月 県、事業団、北杜市の3者間で公害防止協定の締結</p> <p>・基本協定に基づき、処分場の建設や運営管理に当たり、安全面に万全を期すために締結</p> <p>・協定内容</p> <p>(1)受け入れ廃棄物:産業廃棄物12品目と熔融スラグ</p> <p>(2)埋立期間:5.5年</p> <p>(3)国の基準の10倍厳しい水質基準の設定など、管理体制の確立 など</p>
<p>平成18年9月 廃棄物処理施設設置変更の許可</p> <p>・処分場の規模縮小に伴う変更許可</p> <p>(1)全体面積 13.1ha → 11.2ha</p> <p>(2)埋立容量 40.8万^m³ → 28.1万^m³</p> <p>(3)埋立廃棄物量 30.4万^m³ → 20.7万^m³</p>
<p>平成18年10月 造成工事に着手</p> <p>・工期:H18.10.26~H19.2.16</p>
<p>平成19年1月 本体工事に着手</p> <p>・工期:H19.1.29~H21.3.26</p>
<p>平成21年3月 山梨県環境整備センターの完成</p>
<p>平成21年5月 山梨県環境整備センター開所式</p> <p>・H21.5.21から廃棄物の受け入れを開始</p>

2 現行の概算収支計画

○現行の概算収支計画は、平成20年5月に策定し、理事会及び評議員会において報告を行っているものであり、

- ・平成6年度の事業団設立から平成17年度までの期間(12年間)に係るもの
 - ・平成18年度から平成20年度までの建設期間(3年間)に係るもの
 - ・平成21年度から平成26年度までの埋立期間(5.5年間)に係るもの
 - ・平成26年度から平成36年度までの埋立後管理期間(10年間)に係るもの
- を計上し、下記の表のとおり、全体で18百万円の収支差額を見込むものである。

○平成6年度から平成19年度までは決算(実績)額により、平成20年度以降については、収入は平成20年度予算額等により、支出は業者見積額等により積算を行っている。

○その内容については、次のとおりである。

収入			支出		
項目	金額	説明	項目	金額	説明
建設費補助金	1,368	施設整備に係る国・県補助金	建設費	3,193	H18~H20の建設費総額
料金収入	4,912	約23万トンを予定※	管理費	3,116	調査設計、施設維持管理費など
運営費補助金	1,067	県派遣人件費補助金など	財団運営費	446	人件費など
その他	16	預金利子、消費税還付金など	その他	590	借入金利子など
合計(A)	7,363		合計(B)	7,345	
			収支差額(A)-(B)	18	

(単位:百万円)

※自県内処理推進の観点から、県が実施したH15からH18までの廃棄物実態調査における実績値による廃棄物の全量相当を受け入れる前提に基づいて推計し、年平均約4万4千トンの受け入れを見込む(初年度は80%、2年度目は90%、3年度目以降は100%)

3 センターの廃棄物の受入状況

○事業団は、操業開始前の平成21年1月に、県内の産業廃棄物処分業者69社に対し処分料金等の実態について、聞き取り調査を行った。

これを基に県内処分業者から排出される最終処分対象の廃棄物量の推計を行ったところ、安定5品目は年間に約2.9万トンが処分されている状況であった。

ちなみに、現行の概算収支計画では、安定5品目については、搬入量全体の7割に相当する年平均約3万トンの受け入れを見込んでおり、過大と言わざるを得ない。

※安定型処分場：14,161トン/年、管理型処分場：14,910トン/年

※安定5品目：廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス及び陶磁器、がれき類

○5月の操業開始後、事業団による日々の営業活動の結果、長期契約件数21件、搬入量5,003トン/年を確保するものの、次の理由により、現行の概算収支計画上の受入廃棄物量は大幅な減少が見込まれる。

- ・昨年9月のリーマン・ショック後の企業の生産活動の低迷により、産業廃棄物量は平年度の5、6割程度に減少
- ・センターへの廃プラスチック類の受入基準は、最大径が概ね15cm以下となっているが、裁断等をせずに圧縮梱包し、県外に搬出(約6,300トン/年)
- ・長期契約を締結した業者であっても、リスク回避のため、全量をセンターに搬入せず、既存業者との搬入契約を継続

○こうしたことから、センターの廃棄物の受入実績は、現行の概算収支計画上の数値とは大きく乖離している状況となっている。

	搬入台数	搬入量	受入料金
平成21年10月末現在	159台	977.25トン・m ³	17,689千円
1日当たり平均 (A)	1.42台	8.73トン・m ³	158千円
概算収支計画上の1日当たり平均 (B)		170.2トン・m ³	3,616千円
割合 (A)/(B)		5.1%	4.4%

4 収支計画の見直しに係る推計・試算

○当委員会では、現行の概算収支計画において、

- ・収入のうち料金収入がおよそ2/3を占めていること
- ・それ以外の項目はほとんどが確定値(決算額)であること

などから、収支差額を左右する最大の要素は「料金収入」であり、その料金収入の影響因子は一般的に「営業活動に基づく処理委託契約の状況」や「景気の変動」であると考え、収支計画の見直しに係る推計・試算を行った。

※平成21年10月末現在の廃棄物受入実績は低迷しているものの、処理委託契約済みの廃棄物量は確保できるものと考えて、推計・試算を行った。

○具体的には、

- ・平成21年10月末現在において締結済みの処理委託契約書の内容から平成21年度の受入料金を算出
- ・平成22年度以降分については、継続的な営業活動による影響を考慮する観点から、「他県の公共関与処分場における搬入量の伸び率」を乗ずる
- ・この際、平成21年度から平成23年度までに3年間かけて景気が回復すると見込むことにより、全体の料金収入を推計・試算した。

○なお、より現状に即した収支計画とするため、次の作業を行った。

- ・収入及び支出のうち、平成20年度分に係る各項目については、「予算額」から「決算額」に置き換え
- ・収入及び支出のうち、平成21年度以降分(埋立期間中・水処理稼動中)の管理費などに係る各項目については、過去の「業者見積額」を用いているものは平成21年度の「設計額」(設計が済んでいない項目は、新たに徴収した業者見積額)ベースに置き換え
- ・収入及び支出のうち、平成21年度以降分(埋立期間中・水処理稼動中)の人件費に係る項目については、「平成21年10月1日現在の現員現給」ベースに置き換え など

○この結果、別紙1のとおり、収入4, 285百万円、支出7, 742百万円となり、収支差額として3, 457百万円の赤字が見込まれることとなった。

5 収支差額が赤字となる要因の分析

(1) 現行の概算収支計画については、現状では達成が困難であると見込まれるが、その要因は次のとおりである。

【料金収入について】《収入》

○現行の収支計画では、石膏ボードや建設系混合廃棄物、非飛散性アスベストなどについても一定量安定した受け入れが見込めるものとして、廃棄物実態調査の対象の全量に相当する年平均4万4千トンを受け入れるものと見込んで策定されている。

しかしながら、最終処分量等が年々減少する中で、規模縮小も行われてきたものの、処分業者により既に一定の民間処分場ルートが確保されていることから、年平均4万4千トンの廃棄物の確保は現実的には非常に困難な状況であり、結果として、平成21年10月末現在の搬入実績は、現行の概算収支計画の5.1%にとどまっている。

- ・産業廃棄物全体の再生利用量及び減量化量の増加により、最終処分量等は年々減少する傾向にある。

※最終処分量等の推移(別紙2)

(単位：万トン)

		H5	H10	H15	H19 (全国：H18)
最終 処 分 量	山梨県	46.7 (100)	34.0 (72.8)	22.4 (48.0)	18.6 (39.8)
	うち委託 処理量	14.5 (100)	7.2 (49.7)	5.0 (34.5)	4.9 (33.8)
	全 国	8400 (100)	5800 (69.0)	3000 (35.7)	2200 (26.2)

- ・産業廃棄物の処分ルートは、既に一定の民間処分場ルートが確保されていることから、公共関与により安全性が確保され、信頼のおけるセンターであっても、最終処分量の全量相当が搬入されることは不可能である。

※本県の処理業界の意見：企業経営の安定性を考慮すると、他県の処分場も含めた複数の処分ルートを確保することが必要であるため、センターに搬入できるのは1/3～1/2程度

○経済情勢の急激な悪化が廃棄物量の減少に拍車をかけている。

- ・昨秋以降の世界同時不況に伴う産業活動の停滞やコスト縮減への取り組みにより、産業廃棄物全体が更に減少している。

※本県の処理業界の意見：昨年度の50%～60%程度

※他県の状況：公共関与による最終処分場(管理型・山間地埋立)では、平均で昨年度の70%台前半(35%程度や60%程度の県もある)

○埋立期間については、公共関与による最終処分場を本県で初めて整備するに当たって、地元住民の不安や反発が強い中、地元住民の強い要望を踏まえ、5.5年という期間に設定した経緯がある。

しかしながら、一般的に公共関与による最終処分場(管理型・山間地埋立)の減価償却期間は15年程度となっており、経営的な視点から判断すると、相当無理な期間設定であると言わざるを得ない。

※他県の状況：公共関与による最終処分場(管理型・山間地埋立)の埋立期間は15年ぐらいが一般的(平均は約22年)

○計画当初は、一般廃棄物の焼却灰を搬入する計画であったが、平成8年の「所沢ダイオキシン報道」を契機に、平成11年10月に開催した「県政ふれあい座談会」の席上、県は、地元の意見を尊重し、一般廃棄物の焼却灰を搬入しない旨を公表した。

一般廃棄物の焼却灰の処理は、最終処分場建設の大きな要因であり、廃棄物量が減少する中で、常に一定量(平成16年度の廃棄物実態調査 3.2万トン/年)が最終処分されていることから、これを搬入しないという政策判断は、結果的に厳しい経営状況を生み出したと言える。

また、焼却灰の受入議論に終始した結果、一般廃棄物の受入品目を「焼却灰(溶融スラグに限る)」に限定し、市町村で処分に困っている不燃残さなどの一般廃棄物や道路清掃ごみなどの産業廃棄物と一般廃棄物の混合廃棄物を受け入れることができなくなった。

○センターの受入単価は、平成20年度に、他県の公共関与による最終処分場(管理型・山間地埋立)の単価等を参考に決定したものであり、妥当性は認められるものの、営業努力を行う中で、民間の最終処分場との価格競争から、料金の弾力的運用を余儀なくされるため、当初想定した料金収入を確保することは困難である。

(2)また、見直し後の収支計画がここまで厳しい内容となることについては、過去の経緯に基づき、これまで少なくとも16億円以上の経費の追加的な負担を余儀なくされてきたことを十分考慮する必要がある。

【建設費について】《支出》

○センターは、恒久的に安定した遮水材料であるベントナイト混合土層を敷設し、その上に二重の遮水シート及び遮水シート保護のための不織布と保護土を敷いた、国の基準を大幅に上回る「多重遮水構造」としており、万が一、遮水シートが破損した場合にも、破損箇所が検知できる電氣的漏水検知システムも採用している。

更には、センターからの放流水は、「高度水処理施設」により、国の基準の10倍厳しい水質にした上で放流している。

このように、地元の意見を尊重し、安全性を最優先した施設整備を行うことにより、約8億7千万円の経費が発生している。

○また、埋立容量28万 m^3 の最終処分場は、一般的には小規模であるため、建設費が割高にならざるを得ない。

※他県の状況：公共関与による最終処分場(管理型・山間地埋立)の埋立容量は40数万 m^3 から1,000万 m^3 超(平均は約205万 m^3)

【管理費について】《支出》

○計画当初では事業用地であったが、その後の規模縮小によりそのほとんどが不要となった用地の取得費及び補償料として112百万円の経費を負担している。

○センターは、平成8年3月の基本設計の実施から平成21年3月の完成に至るまでに13年を要しており、この間、規模の縮小や埋蔵文化財の保護等に伴い、2回の設計変更を行っている。このため、設計変更に要した経費として157百万円を負担している。

※センターに係る規模及び内容等の見直し経過については、別紙3のとおり

○県の政策判断の変更などによりセンターの着工が遅れ、事業団設立から平成17年までの間に、借地料として141百万円、借入金の利子相当額として164百万円の経費を負担している。

○事業団は、産業廃棄物最終処分場の建設及び管理運営を目的に平成6年11月に設立されたものであるが、県による人件費に対する財政支援が開始される平成14年度までに88百万円の経費を負担している。

○その他、平成6年の事業団設立以降、施設整備が進まない中での事務費として80百万円の経費を負担している。

○この結果、約7億5千万円の過大な経費を負担することとなり、収支計画に影響を与えている。

6 収支計画に関する意見

(1)現時点で見込まれる条件を十分に踏まえる中で収支計画の見直しに係る推計・試算を行った結果、現行の概算収支計画は現状では達成が困難であると見込まれ、別紙1のとおり35億円の赤字が想定される。

(2)このような収支の見通しとなったのは、

- ・ 厳しい経済状況下での操業開始となったこと
- ・ 埋立期間を5.5年という短期間に設定したこと
- ・ 安定的に一定量の搬入が見込める一般廃棄物の焼却灰等の搬入を除外したこと
- ・ 最終処分量等が減少傾向にある中で、民間処分場との価格競争の影響が想定よりも大きかったこと

が主たる原因と考えられる。

(3)なお、上記の収支計画は、操業開始から5ヶ月間の実績から推計したものであり、

- ・ 季節的変動要因を加味していないこと
- ・ 鉱工業生産指数64.5と生産活動が最も低迷している時期に操業しており、今後、企業の生産活動の回復が見込まれること

などから、今後とも適宜見直しを行い、その結果については理事会及び評議員会において審議する必要がある。

7 経営改善に向けた提言

(1)センターは、安全対策を最優先し、全国トップレベルの安全性を備えた施設として整備されているため、廃棄物の排出責任にも応えられる施設である。

このような安心で安全な施設に廃棄物を搬入することは、産業界の信頼確保にもつながるものであることから、センターの積極的な活用が図られることを期待するものである。

(2)今後の収支の改善に向けた方策としては、センターの適正な運営により安全性を立証し、まずは地元の理解を、そして県民の理解を得た上での「埋立期間の延長」や「一般廃棄物の焼却灰等の搬入」が考えられる。

- ・ 民間はもとより、一般的な処分場であれば、埋立期間の延長により処分場の延命化を図っていくことが通常の経営形態である。
- ・ 5.5年という埋立期間は基本設計時に決定されたものであり、その後、埋立廃棄物量の見直し(減少)が行われており、経済情勢も大きく変化している。
- ・ ダイオキシン類が問題視され、一般廃棄物の焼却灰を受け入れないと判断した時点と比べ、現在では、ダイオキシン類の発生を抑制するための燃焼管理の向上が図られているため、焼却残さの安全性は確実に向上している。

(3) なお、事業団は、今後もセンターが県内事業者十分に利用されるよう、契約量に応じて受入料金を弾力的に運用するなど、より一層の営業努力を行う中で廃棄物の受入量を確保するとともに、経費の縮減を図ることなどにより、赤字の縮小に努めるべきである。

その上で、なお解消できない赤字については、処分場の安全性はもとより、事業団の運営管理についても責任を有している県は、事業団に対する財政支援等を検討すべきである。

- ・ 本県同様に第3セクター方式により処分場の管理運営を行っている県においては、運営費に対する補助金や無利子(あるいは低利子)貸付金などにより財政支援を行っている例もある。
- ・ また、近県の埼玉県や神奈川県においては、「施設運営の安全性や収支の健全性に対し県が最後まで責任を負うこと」という地元住民の要請を受け、県直営により処分場の整備及び管理運営を行っている。

(4) 産業廃棄物最終処分場の設置は、全国的に自県内処理の傾向が強まる中、山梨県内の最終処分場が、埋立容量の残りが極めて少なく受入廃棄物の種類に限られた民間の安定型処分場と排出事業者が設置する自社処分場の2つしかないという全国で最も低い整備水準にあることを踏まえ、リサイクルの推進などの環境施策、工場誘致などの産業振興策、更には地域振興策等の観点から、総合的な政策判断により推進されてきたものである。

確かに採算性確保の議論も重要ではあるが、産業廃棄物の大部分を他県に持ち出している本県にとって、県としての責任を果たすためには必要不可欠な施設であることを踏まえると、県と一体となって県民の負担を最小限に抑える努力を行いながら、引き続き、公共関与による安全性と周辺住民が安心して暮らすことのできる環境の確保を最優先とした適切な管理運営を望むものである。

【資料】

委員会の開催状況

(場所：山梨県県民会館)

	年月日	議 題
第1回	H21. 6. 23	(1)廃棄物処理法と山梨県環境整備センターについて (2)山梨県環境整備センター整備に係るこれまでの経緯について (3)山梨県環境整備センターの概算収支計画について (4)経営審査委員会に係るスケジュールについて
第2回	H21. 10. 28	(1)営業実績について (2)山梨県環境整備センターの概算収支計画の見直しについて (3)その他
第3回	H21. 11. 17	(1)経営審査委員会報告書(案)について (2)その他

委 員

(アイウエオ順)

氏 名	職 業
小倉 公一	山梨学院大学准教授
勝俣 高明	公認会計士
金子 栄廣	山梨大学教授
早川 正秋	弁護士

別紙 1

山梨県環境整備センター 収支計画の見直しに係る推計・試算

収 入					支 出					(単位：百万円)
項 目	金 額	消費税額	税込額	説 明	項 目	金 額	消費税額	税込額	説 明	
建 設 費 金	1,385		1,385	施設整備に係る国・ 県補助金 (1,368)	建 設 費	3,010	151	3,161	H18～H20の建設費総 額 (3,193)	
料 金 収 入	1,446	72	1,518	H21.5月～10月営業実 績に基づき、H21～ H26の5.5年間を推計 (景気回復を見込む) (4,912)	管 理 費	3,479	94	3,573	調査設計、人件費、 施設の維持管理費等 (3,116)	
運 営 費 金	1,237		1,237	安全確保対策費補助 金、県派遣職員人件 費補助金 (1,067)	財団運営費	432	1	433	一般会計に係る人件 費、管理費 (446)	
そ の 他	145		145	預金利子、消費税還 付金等 (16)	そ の 他	575		575	借入金利子等 (590)	
合 計 (A)	4,213	72	4,285	(7,363)	合 計 (B)	7,496	246	7,742	(7,345)	
収支差額(A)－(B)								▲ 3,457	(18)	

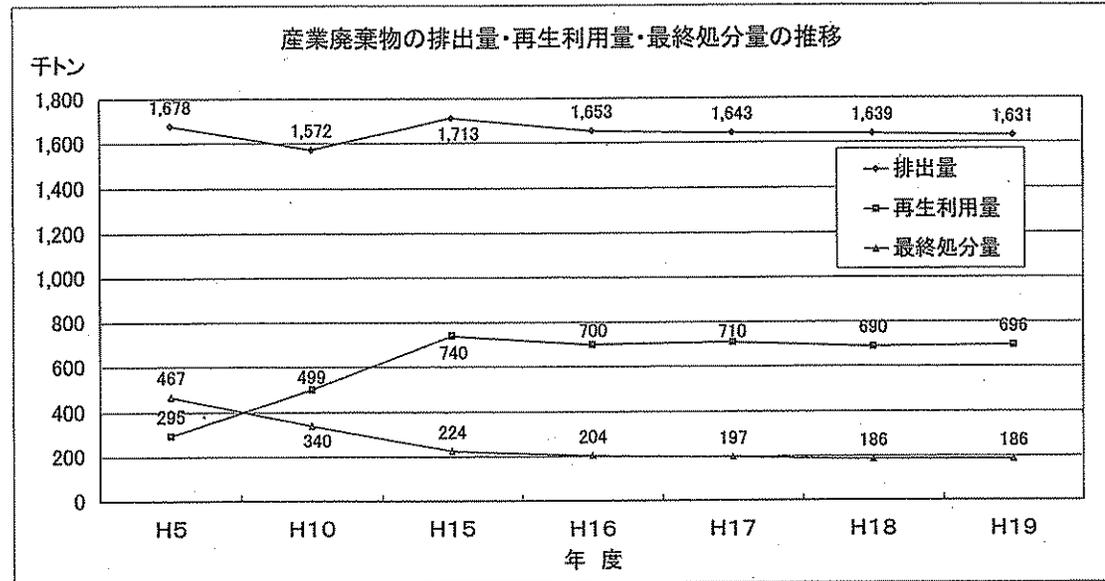
※H18～H20建設、H21～H26（5.5年間）埋立、H26～H36（10年間）埋立後管理

※「説明」欄の()書きは概算収支計画上の数値

別紙 2

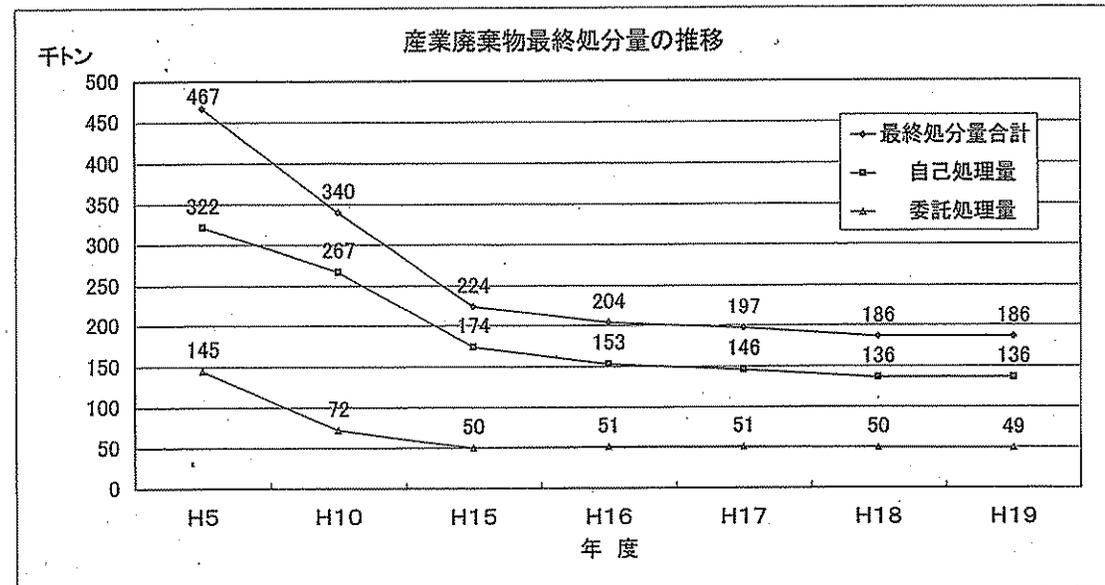
産業廃棄物の排出量・再生利用率・最終処分量の推移 (単位:千トン)

	H5	H10	H15	H16	H17	H18	H19
排出量	1,678	1,572	1,713	1,653	1,643	1,639	1,631
再生利用率	295	499	740	700	710	690	696
最終処分量	467	340	224	204	197	186	186



産業廃棄物最終処分量の推移 (単位:千トン)

	H5	H10	H15	H16	H17	H18	H19
最終処分量合計	467	340	224	204	197	186	186
自己処理量	322	267	174	153	146	136	136
委託処理量	145	72	50	51	51	50	49



山梨県環境整備センターに係る規模及び内容等の見直し経過について

		平成8年3月 (基本設計時)	平成11年10月 (ふれあい座談会)	平成12年5月 (用地契約締結時)	平成14年5月(知事記者会見) 平成15年1月(最終処分場設置許可)	平成18年6月(変更許可提出時) 平成18年9月(変更許可)	
面	全 体 面 積	11.7 ha	11.7 ha	14.8 ha	13.1 ha	11.2 ha	
	覆 土 仮 置 場	3.1 ha	3.1 ha	6.2 ha	4.4 ha	3.4 ha	
	本 体 面 積	8.6 ha	8.6 ha	8.6 ha	8.7 ha	7.8 ha	
	埋 立 面 積	5.1 ha	5.1 ha	5.1 ha	6.8 ha	6.0 ha	
	埋 立 面 積	4.0 ha	4.0 ha	4.0 ha	3.3 ha	2.5 ha	
容 積	埋 立 容 積	520,000 m ³	520,000 m ³	520,000 m ³	408,000 m ³	281,000 m ³	
	埋 立 廃 棄 物 量	376,500 m ³	376,500 m ³	376,500 m ³	304,000 m ³	207,000 m ³	
	覆 土 量	143,500 m ³	143,500 m ³	143,500 m ³	104,000 m ³	74,000 m ³	
埋 立 期 間		5.5 年	5.5 年	5.5 年	5.5 年	5.5 年	
埋 立 廃 棄 物		埋立廃棄物(13種類)		埋立廃棄物(13種類)		埋立廃棄物(13種類)	
燃 え が ら (焼 却 灰)		○	○ (無害化処理したもの)	○ (無害化処理したもの)	○ (溶融固化したものに限り)	○ (溶融固化したものに限り)	
汚 泥		○ (し尿処理汚泥除く)	○ (し尿処理汚泥除く)	○ (し尿処理汚泥除く)	○ (し尿処理汚泥除く)	○ (し尿処理汚泥除く)	
ば い じ ん (飛 灰)		×	×	×	×	×	
動物系固形不要物、動物死体、 13号 廃棄物		×	×	×	×	×	
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガスコンクリート陶磁器、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず、動物性残さ、紙さい(10種類)		○	○	○	○	○	
一般廃棄物焼却灰等		○	○ (無害化処理したもの)	○ (無害化処理したもの)	○ (溶融固化したものに限り)	○ (溶融固化したものに限り)	
遮 水 構 造	底 面 部	① 遮水シート ※電氣的漏水感知システム ② 遮水シート ③ 鉄筋コンクリート・砕石	① 遮水シート ※電氣的漏水感知システム ② 遮水シート ③ ベントナイト混合土	① 遮水シート ※電氣的漏水感知システム ② 遮水シート ③ ベントナイト混合土	① 遮水シート ※電氣的漏水感知システム ② 遮水シート ③ ベントナイト混合土	① 遮水シート ※電氣的漏水感知システム ② 遮水シート ③ ベントナイト混合土	
	法 面 部	① 遮水シート ② 遮水シート	① 遮水シート ② 遮水シート ③ 自己修復性シート	① 遮水シート ② 遮水シート ③ 自己修復性シート	① 遮水シート ② 遮水シート ③ 自己修復性シート	① 遮水シート ② 遮水シート ③ 自己修復性シート	
浸 出 水 処 理 施 設	処 理 能 力	120 m ³ /日	120 m ³ /日	120 m ³ /日	120 m ³ /日	80 m ³ /日	
	調 整 槽 容 量	2,400 m ³ /日	2,400 m ³ /日	2,400 m ³ /日	7,600 m ³ /日	8,000 m ³ /日	
	水 処 理	微量有害物質分解除去装置	微量有害物質分解除去装置	微量有害物質分解除去装置	微量有害物質分解除去装置	微量有害物質分解除去装置	
	処 理 フ ロ ー	凝集沈殿→生物処理→凝集沈殿→砂ろ過→活性炭吸着→キレート吸着→消毒→放流	凝集沈殿→生物処理→凝集沈殿→砂ろ過→微量有害物質分解除去装置→活性炭吸着→キレート吸着→消毒→放流	凝集沈殿→生物処理→凝集沈殿→砂ろ過→微量有害物質分解除去装置→活性炭吸着→キレート吸着→消毒→放流	凝集沈殿→生物処理→凝集沈殿→砂ろ過→微量有害物質分解除去装置→活性炭吸着→キレート吸着→消毒→放流	凝集沈殿→生物処理→凝集沈殿→砂ろ過→微量有害物質分解除去装置→活性炭吸着→キレート吸着→消毒→放流	
見 直 し の 経 緯 及 び 概 要		基本設計等に基づき、当初計画を決定	(経緯) ・平成9年9月から平成10年3月、明野村安全対策委員会において、処分場の安全性等について協議 ・平成10年3月、同委員会が明野村長に対して意見具申書を提出 ・平成10年5月、明野村長から知事へ意見具申書に基づき文書照会 ・知事が、地元からの安全性等に対する要望に配慮し平成11年10月に明野村で開催された「ふれあい座談会」で、計画の見直しを行う旨発言 (概要) ・遮水機能を高めるため、底面部にベントナイト混合土を敷設、また漏水を防ぐため、法面部に自己修復性シートを追加 ・ダイオキシン類を除去するため、微量有害物質分解除去装置を設置 ・焼却灰については、無害化処理して埋め立て	(経緯) ・当初計画を精査したところ、掘削による土量が増える見込みとなったため、覆土仮置場を拡大 (概要) ・覆土仮置場の面積を3.1ha増加	(経緯) ・箱型社会への対応やこれまでの地元からの安全性等に対する意見や要望などを踏まえ見直し (概要) ・ダイオキシン類に対する地元要望に配慮し、焼却灰等については、溶融固化したものを埋め立て ・平成10年度の廃棄物最終処分量の減少等に伴い、埋立容量を縮小 ・埋立地に浸出水が貯まらないようにするため、調整槽の容量を拡大 ・オオカカの保護対策として、覆土仮置場面積を縮小	(経緯) ・安全性に対する北州市の要望を踏まえ締結した「基本協定」に基づき見直し (概要) ・埋立廃棄物量を約3割削減し、規模を縮小 ・梅の木遺跡に配慮し、処分場の配置をセットバックするとともに、景観対策を設計に反映	